



2026年2月19日

各 位

会 社 名 日東精工株式会社

代表者名 代表取締役社長 荒賀 誠

(コード: 5957 東証プライム市場)

問合せ先 取締役 財務戦略本部 本部長 松本 真一  
(TEL. 0773-42-3111)

### 役員向け株式報酬制度の継続に伴う自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026年3月31日
(2) 処分する株式の種類 及 び 総 数	当社普通株式 78,100 株
(3) 処 分 価 額	1株につき 768 円
(4) 処 分 総 額	59,980,800 円
(5) 処 分 予 定 先	三井住友信託銀行株式会社（信託口） (再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行（信託口))
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の取締役（ただし、社外取締役を除きます。以下も同様です。）並びに当社の執行役員及び一部の従業員を対象とする株式報酬制度（以下、当社の取締役を対象とする株式報酬制度を「役員向け株式報酬制度」、当社の執行役員及び一部の従業員を対象とする株式報酬制度を「従業員向け株式報酬制度」といいます。）を導入しているところ、本自己株式処分は、役員向け株式報酬制度導入のために設定済みである信託（以下「役員向け株式交付信託」といいます。）の受託者である三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行（信託口））に対して行うものであります。

なお、従業員向け株式報酬制度（以下、従業員向け株式報酬制度の導入のために設定済みである信託を「従業員向け株式交付信託」といいます。）の継続に伴う株式取得は不要と判断しております。

本制度の概要につきましては、2023年2月14日付「株式報酬制度に業績連動要素を追加することに

伴う一部制度改定及び制度の継続に関するお知らせ」をご参照ください。

処分数量につきましては、役員向け株式報酬制度運用のために当社が制定した株式交付規定に基づき、延長した信託期間中の当社取締役の役位及び構成推移等を勘案のうえ、取締役に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、2025年12月31日現在の発行済株式総数39,985,017株に対する割合は、0.20%、2025年12月31日現在の総議決権個数367,791個に対する割合は0.21%（いずれも、小数点以下第3位を四捨五入）となります。

当社としましては、役員向け株式報酬制度は取締役の報酬と当社株式価値の連動性を明確にし、中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び希薄化的規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

(ご参考) 役員向け株式交付信託及び従業員向け株式交付信託に係る信託契約の概要		
名称	役員向け株式交付信託	従業員向け株式交付信託
委託者	当社	
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)	
受益者	取締役のうち受益者要件を満たす者	執行役員及び一部の従業員のうち 受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者	
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の当社株式に係る議決権は行使いたしません	受託者は、信託管理人からの指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使します
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）	
信託契約日	2017年6月1日	2023年6月1日
信託の期間	2017年6月1日～2029年5月末日 (予定)	2023年6月1日～2029年5月末日 (予定)
信託の目的	株式交付規定に基づき当社株式を受益者へ交付すること	

### 3. 処分価額の算定根拠及びその具体的な内容

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、取締役会決議日の直前取引日である2026年2月18日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値である768円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上